

## 令和5年度補正

## 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」

## 申請の手引き 第1期分 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

ページ・項目	改訂前	改訂後
132 12-8	既に充電設備がある場合は、当該マンションの居住者が電気自動車を所有していることを証する <u>以下の書類を</u> 「状況等報告」にて <u>(1)～(3)を併せて</u> アップロードし、提出してください。	既に充電設備がある場合は、当該マンションの居住者が電気自動車を所有していることを証する書類として、 <u>(1)についてはアップロードし、提出してください。(2)(3)については</u> 、「状況等報告」にてアップロードし、提出してください。
137 13-4	既に充電設備がある場合は、当該月極駐車場の契約者が電気自動車を所有していることを証する以下の書類を「状況等報告」にて <u>(1)～(3)を併せてアップロードし、提出してください。</u>  <u>(1)電気自動車等の自動車検査証(車検証)</u>	既に充電設備がある場合は、当該月極駐車場の契約者が電気自動車を所有していることを証する以下の書類として、 <u>電気自動車等の自動車検査証(車検証)をアップロードし、提出してください。</u>  <u>(削除)</u>
138 13-4	注7：割賦販売およびリース車両(リース期間1年以上)の場合は除く。 <u>また、所有者が居住者である使用者(血縁者や雇用契約者に限る。)へ貸与している場合は、血縁関係や貸与を証する書類の提出が必要です。</u>	注7：割賦販売およびリース車両(リース期間1年以上)の場合は除く。 <u>(削除)</u>

ページ・ 項目	改訂前	改訂後								
141 14-3	<p>既に充電設備がある場合は、当該事務所・工場等が電気自動車を所有していることを証する以下の書類を「状況等報告」にて <u>(1)～(3)</u>を併せてアップロードし、提出してください。</p> <p><u>(1) 電気自動車等の自動車検査証(車検証)</u> (注<u>9</u>) (注<u>10</u>) (注<u>11</u>)</p>	<p>既に充電設備がある場合は、当該事務所・工場等が電気自動車を所有していることを証する以下の書類として、<u>電気自動車等の自動車検査証(車検証)</u>をアップロードし、提出してください。</p> <p><u>(削除)</u> (注<u>10</u>) (注<u>11</u>) (注<u>12</u>)</p>								
142 14-3	<p>注<u>6</u>： 注<u>7</u>： 注<u>8</u>：</p>	<p>注<u>10</u>： 注<u>11</u>： 注<u>12</u>：</p>								
219 (別表1- 第1期及び 第2期)	<p>・蓄電池付き急速充電設備</p> <table border="1" data-bbox="360 890 1182 1177"> <tr> <td>150k W以上</td> <td>高速道路SA・P A及び道の駅等へ の充電設備設置事 業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置</td> <td>定額 1/1 以内</td> <td>1口 <u>500万円</u> 2口 <u>700万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算</td> </tr> </table>	150k W以上	高速道路SA・P A及び道の駅等へ の充電設備設置事 業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 <u>500万円</u> 2口 <u>700万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算	<p>・蓄電池付き急速充電設備</p> <table border="1" data-bbox="1220 890 2040 1177"> <tr> <td>150k W以上</td> <td>高速道路SA・P A及び道の駅等へ の充電設備設置事 業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置</td> <td>定額 1/1 以内</td> <td>1口 <u>600万円</u> 2口 <u>800万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算</td> </tr> </table>	150k W以上	高速道路SA・P A及び道の駅等へ の充電設備設置事 業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 <u>600万円</u> 2口 <u>800万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算
150k W以上	高速道路SA・P A及び道の駅等へ の充電設備設置事 業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 <u>500万円</u> 2口 <u>700万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算							
150k W以上	高速道路SA・P A及び道の駅等へ の充電設備設置事 業のうち、 「高速道路SA・ PA」への設置	定額 1/1 以内	1口 <u>600万円</u> 2口 <u>800万円</u> ※3口目以降1口 当たり 350万円加算							
232 (別表5)	<p>【第1期及び第2期における特有の必要添付書類】 ①<u>商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業並びに</u>マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、</p>	<p>【第1期及び第2期における特有の必要添付書類】 ①<u>(削除)</u>マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業の申請において、</p>								